

県道の路肩崩壊に伴う一部全面通行止め解除日の延期について(通知)

令和7年4月に発生した一般県道 小来川清滝線(日光市 滝ヶ原)における路肩崩壊の復旧工事については、現場の安全対策のため、下記のとおり通行止め解除日を延期することとなりました。
道路利用者の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、引き続き御理解・御協力をお願いいたします。

記

○全面通行止め実施箇所：下記位置図のとおり

○通行止め解除日時：【変更前】令和8(2026)年5月29日(金)
【変更後】令和8(2026)年6月10日(水) 12時～

○問い合わせ先：日光土木事務所 保全部 保全第一課
連絡先 0288-53-1214

